

1 級 眼鏡作製技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

眼鏡作製の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表 1 の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表 1 の右欄のとおりである。

学 科 試 験

【01】視機能系

表 1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
① 屈折状態の種類と特徴	<ol style="list-style-type: none">次に掲げる屈折状態の定義について詳細な知識を有すること。<ol style="list-style-type: none">正視近視遠視乱視次に掲げる近視・遠視の種類について詳細な知識を有すること。<ol style="list-style-type: none">屈折が原因による近視・遠視眼軸が原因による近視・遠視次に掲げる乱視の種類について詳細な知識を有すること。<ol style="list-style-type: none">直乱視倒乱視斜乱視不正乱視単性乱視複性乱視混合性乱視

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	<p>4. 次に掲げる近視・遠視の程度分類について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 弱度</p> <p>(2) 中等度</p> <p>(3) 強度</p> <p>(4) 最強度</p>
<p>② 屈折要素</p>	<p>1. 次に掲げる屈折状態を決定する要因について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 角膜の屈折の度合</p> <p>(2) 水晶体の屈折の度合</p> <p>(3) 眼軸の長さ</p> <p>(4) 経年変化（加齢）</p> <p>(5) 各要因変化に伴う屈折状態の変化</p> <p>2. 次に掲げる眼の構造について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 角膜</p> <p>(2) 水晶体</p> <p>(3) 網膜</p> <p>(4) 毛様体</p> <p>(5) 硝子体</p> <p>(6) 視神経</p> <p>3. 次に掲げる角膜形状について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 強主経線方向</p> <p>(2) 弱主経線方向</p> <p>(3) 全体の乱視</p> <p>(4) 角膜の乱視と全体の乱視が一致しない原因</p> <p>(5) 水晶体の乱視を考慮した予測</p> <p>(6) Javal's rule による予測</p> <p>4. 屈折状態が原因による不満・不調・不具合について詳細な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>③ 眼のピント合わせ</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次に掲げる眼のピント合わせに関連する用語について詳細な知識を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 遠点 (2) 近点 (3) 明視域 (4) ピント合わせ量 (5) 老視 2. 眼のピント合わせのメカニズムについて詳細な知識を有すること。 3. 年齢によるピント合わせ量の平均について詳細な知識を有すること。
<p>④ 視力</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次に掲げる視力の定義について詳細な知識を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 最小分離閾 (2) 最小可読閾 (3) 最小視認閾 (4) 副尺視力 (5) 測定距離と視標の大きさの関係 2. 次に掲げる視力の表示・視力表について詳細な知識を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 小数視力 (2) 視力表の種類 (3) 分数視力 3. 次に掲げる視力の種類について詳細な知識を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 両眼視力・片眼視力 (2) 遠見視力・近見視力 (3) 中心視力・周辺視力 (4) 静止視力・動体視力 (5) 深視力 (6) 夜間視力

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	<p>(7) コントラスト視力</p> <p>(8) 字ひとつ視力・字づまり視力</p> <p>4. 次に掲げる視力に影響する要因について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 輝度・照度</p> <p>(2) コントラスト</p> <p>(3) 瞳孔の大きさ</p> <p>(4) 年齢・屈折状態</p> <p>5. 次に掲げる運転免許に必要な視力値について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 普通自動車免許</p> <p>(2) 大型・中型第一種免許</p> <p>(3) 第二種免許</p> <p>(4) 原付・小型特殊免許</p>
<p>⑤ 視力の測定</p>	<p>1. 視力の判定基準と表示・記載方法および視力の測定の流れについて詳細な知識を有すること。</p> <p>2. 自覚式検眼機又はトライアルフレームの適切な取り扱い・操作及び、それを使用した確認作業について詳細な知識を有すること。</p> <p>3. 次に掲げる予備測定の項目について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 測定前面談</p> <p>(2) 裸眼視力</p> <p>(3) 現用眼鏡視力</p> <p>(4) 瞳孔間距離</p> <p>(5) 利き目</p> <p>(6) 屈折の度合</p> <p>(7) 視線</p> <p>4. 次に掲げる自覚的補正度数測定の項目について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 焦点・前焦線・後焦線・最小錯乱円・等価球面</p> <p>(2) 球面レンズ度数・円柱レンズ度数</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	<ul style="list-style-type: none"> (3) 遠点バランスの確認 (4) 最高視力の確認 5. 次に掲げる近用度数測定的项目について詳細な知識を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 近用加入度 (2) 近点の確認 (3) 近用度数視力 (4) 近点バランスの確認 6. 次に掲げる眼鏡度数決定的项目について詳細な知識を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 遠用眼鏡度数 (2) 近用眼鏡度数 (3) 遠近両用眼鏡度数 (4) 中近・近々両用眼鏡度数 (5) 特殊な屈折状態の眼鏡処方箋の眼鏡度数 (6) 眼鏡処方箋のプリズム度数への対応